

学校法人西日本工業学園役員等報酬規則

最終改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人西日本工業学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、学園において勤務することが常態である役員をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (3) 学内理事とは、常勤役員のうち教職員を兼ねる理事をいう。
- (4) 指定職俸給表とは、西日本工業大学給与規程第3条第1号で規定する俸給表をいう。

(報酬額)

第3条 役員及び評議員の報酬を、次のとおり定める。

- (1) 理事長 月額 指定職俸給表3号俸
- (2) 副理事長 月額 指定職俸給表2号俸
- (3) 常務理事 月額 指定職俸給表1号俸
- (4) その他の理事 年額 500,000円
- (5) 監事 年額 500,000円

- 2 西日本工業大学給与規程に基づき、指定職俸給表を適用される学内理事には、前項で定める報酬を支給しない。
- 3 評議員の報酬は、年額100,000円とする。ただし、評議員を兼務する理事には、この報酬を支給しない。

(支給日)

第4条 前条第1項第1号から第3号に掲げる役員の月額報酬は、原則として毎月20日に支給する。

- 2 前条第1項第4号及び第5号に掲げる役員並びに第3項に掲げる評議員には、年額報酬の半額ずつを原則として6月30日及び12月10日の2回に分けて支給する。

(手当)

第5条 前条第1項に掲げる月額報酬のある役員には、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

- 2 学内理事には、前項で定める手当を支給しない。

(役員退職金)

第6条 常勤役員が退任した場合は、別に定める西日本工業学園役員退職金規程に基づいて、退職金を支給することができる。

(費用)

第7条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(準用)

第8条 この規則に定めのあるもののほかは、西日本工業大学給与規程の規定を準用する。

(所管)

第9条 この規則に関する事務は、経営企画室が所管する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 2 年 4 月 27 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、西日本工業学園役員報酬内規は廃止する。
- 15 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。